

5 - 1 . 紀の川流域委員会規約 について

紀の川流域委員会規約（案）

（名称）

第1条 本会は「紀の川流域委員会」（以下「委員会」という。）という。

（目的及び役割）

第2条 委員会は、河川法（昭和39年法律第167号）第十六条の二第3項に規定する趣旨にもとづき、紀の川河川整備計画（直轄管理区間）の策定にあたり、同河川整備計画及び関係住民の意見の聴取方法について意見を述べることを目的に、国土交通省近畿地方整備局長（以下「整備局長」という）が設置する。

（組織及び運営方針）

第3条 委員会の運営に関する細則については委員会で定める。

- 2．委員会委員は、別表-1に示すとおりとする。また、任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3．委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は認めない。
- 4．委員会の意志決定は出席委員の過半数をもって行うが、少数意見がある場合には必要に応じてこれを付する。
- 5．委員会は、必要と認める場合には、具体的候補者を選定のうえ、委員会委員として追加するよう整備局長に要請することができる。
- 6．委員会は、専門的な事項を審議する必要がある場合には、委員以外の専門的な知識を有する者に出席を求めることができる。
- 7．委員会は、審議しようとする事項について必要と認める場合は、部会を設置することができる。
- 8．委員会は、部会を設置する際は部会委員や部会運営方針を別に定める。なお、部会委員については、委員会の選定に基づき整備局長が委嘱する。

（委員長）

第4条 委員会には委員長を置くこととし、委員の互選によってこれを定める。

- 2．委員長は会務を総括し、委員会を代表する。
- 3．委員会は委員長が召集し、運営は委員会が行う。
- 4．委員長に事故がある時は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(情報公開)

第5条 委員会は原則公開とし、公開する情報及び情報公開方法については委員会で定める。

2. 河川管理者は、前項で定めた内容について積極的に情報公開に協力する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、国土交通省近畿地方整備局和歌山工事事務所調査第一課が行うものとし、委員会の指示に基づき以下の業務を行う。

2. 会議資料(案)の作成

3. 議事録(案)の作成

4. 会議内容のとりまとめ及び公表資料(案)の作成

5. その他

(規約の改正)

第7条 本規約の改正は、委員の過半数の同意を得てこれを行う。

(雑則)

第8条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。この際、準備会議の答申等を参考にする。

付則

(施行期間)

この規約は、平成13年6月7日から施行する。

紀の川流域委員会委員名簿

(五十音順、敬称略)

	氏名	対象分野	所属等	備考
1	あんどう せいいち 安藤 精一	人文(歴史・文化)	和歌山大学 名誉教授	
2	いけぶち しゅういち 池淵 周一	治水・利水(水資源、水文循環工学、渇水災害、水文学)	京都大学防災研究所 教授 附属水資源研究センター長	
3	いまなか よしはる 今中 佳春	地域の特性に詳しい委員	元高校教諭	
4	いわはし けん 岩橋 健	人文(法律)	岩橋健法律事務所 弁護士	紀の川流域委員会 準備会議 委員
5	いわはた まさゆき 岩畑 正行	地域の特性に詳しい委員	Wind TWA 会員	
6	うえもと ひろやす 上本 博康	利水(水道原水)	和歌山市水道局水質試験室長	
7	うめだ えいこ 梅田 恵以子	その他(随筆家)		
8	えがしら しんじ 江頭 進治	治水(砂防・土石流、河床変動)	立命館大学理工学部 教授	
9	えぐさ のぶゆき 江種 伸之	治水・利水・環境(治水、水資源、水質)	和歌山大学システム工学部 助教授	
10	おおたに せいいち 大谷 誠一	地域の特性に詳しい委員	21世紀のまちづくり懇談会(五條市長委嘱) JC五條青年会議所 所属	
11	おがわ かずこ 小川 和子	地域の特性に詳しい委員	紀伊丹生川ダム建設を考える会 副代表	
12	おだ あきら 小田 章	人文(経済)	和歌山大学経済学部 教授	紀の川流域委員会 準備会議 委員
13	かんき きよこ 神吉 紀世子	利水・人文・(親水、水文化、地域、まちづくり)	和歌山大学システム工学部 助教授	
14	たまい すみお 玉井 済夫	環境(哺乳類・爬虫類・両生類)	元和歌山県立熊野高等学校長	
15	とき よりさぶろう 土岐 頼三郎	環境(鳥類)	(財)日本野鳥の会和歌山県支部長	
16	なかがわ ひろじ 中川 博次	治水・環境(河川工学、河床変動、水質)	立命館大学理工学部 教授	紀の川流域委員会 準備会議 議長
17	はまなか ひでし 濱中 秀司	利水(漁業)	和歌山県内水面漁場管理委員会 会長職務代理	
18	ふるた あきら 古田 皓	その他(マスコミ)	テレビ和歌山取締役報道局長	
19	まき いわお 牧 岩男	環境(魚類)	大阪教育大学教育学部教授	
20	まとは いさお 的場 績	環境(陸上昆虫類)	和歌山県立自然博物館学芸員	
21	みつの とおる 三野 徹	利水(農業)	京都大学 教授	
22	やぶ し のぶ 養父 志乃夫	環境(植物、自然環境修復技術)	和歌山大学システム工学部 教授	紀の川流域委員会 準備会議 委員
23	ゆざき まりこ 湯崎 真梨子	地域の特性に詳しい委員	テクライツ社長	

*対象分野欄の()は委員の専門を示しています。

紀の川流域委員会準備会議 答申 と 紀の川流域委員会 の比較

紀の川流域委員会準備会議 答申	紀の川流域委員会	備考
紀の川流域委員会の規約の骨子	紀の川流域委員会規約(案)	備考
<p>(名称)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本会は「紀の川流域委員会」(以下「委員会」という。)という。 	<p>(名称)</p> <p>第1条 本会は「紀の川流域委員会」(以下「委員会」という。)という。</p>	
<p>(目的及び役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会は、河川法(昭和39年法律第167号)第16条の2第3項に規定する趣旨にもとづき、紀の川河川整備計画(直轄管理区間)の策定にあたり、同河川整備計画及び関係住民の意見の聴取方法について意見を述べることを目的に、国土交通省近畿地方整備局長(以下「整備局長」という)が設置する。 	<p>(目的及び役割)</p> <p>第2条 委員会は、河川法(昭和39年法律第167号)第16条の2第3項に規定する趣旨にもとづき、紀の川河川整備計画(直轄管理区間)の策定にあたり、同河川整備計画及び関係住民の意見の聴取方法について意見を述べることを目的に、国土交通省近畿地方整備局長(以下「整備局長」という)が設置する。</p>	
<p>(組織及び運営方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。 ・委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立するものとする。なお、委員の代理出席は認めない。 ・委員会の意志決定は出席委員の過半数をもって行うものとするが、少数意見がある場合には必要に応じてこれを付するものとする。 ・委員会は、必要と認める場合には、具体的候補者を選定のうち、委員会委員として追加するよう整備局長に要請することができる。 ・委員会は、専門的な事項を審議する必要がある場合には、委員以外の専門的な知識を有する者に出席を求めることができる。 ・委員会は、審議しようとする事項について必要と認める場合は、部会を設置することができる。 ・委員会は、部会を設置する際は部会委員や部会運営方針を別に定める。 	<p>(組織及び運営方針)</p> <p>第3条 委員会の運営に関する細則については委員会で定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 委員会委員は、別表-1に示すとおりとする。また、任期は2年とし、再任を妨げない。 3. 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は認めない。 4. 委員会の意志決定は出席委員の過半数をもって行うが、少数意見がある場合には必要に応じてこれを付する。 5. 委員会は、必要と認める場合には、具体的候補者を選定のうち、委員会委員として追加するよう整備局長に要請することができる。 6. 委員会は、専門的な事項を審議する必要がある場合には、委員以外の専門的な知識を有する者に出席を求めることができる。 7. 委員会は、審議しようとする事項について必要と認める場合は、部会を設置することができる。 8. 委員会は、部会を設置する際は部会委員や部会運営方針を別に定める。なお、部会委員については、委員会の選定に基づき整備局長が委嘱する。 	<p>細則関係を記述</p> <p>部会委員を明記</p>

紀の川流域委員会準備会議 答申	紀の川流域委員会	備考
紀の川流域委員会の規約の骨子	紀の川流域委員会規約(案)	
<p>(委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員会には委員長を置くこととし、委員の互選によってこれを定める。 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。 委員会は委員長が召集し、運営は委員会が行うものとする。 委員長に事故がある時は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。 	<p>(委員長)</p> <p>第4条 委員会には委員長を置くこととし、委員の互選によってこれを定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。 委員会は委員長が召集し、運営は委員会が行う。 委員長に事故がある時は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。 	
<p>(情報公開)</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員会は原則公開とし、公開する情報及び情報公開方法については委員会で定める。 河川管理者は、前項で定めた内容について積極的に情報公開に協力する。 	<p>(情報公開)</p> <p>第5条 委員会は原則公開とし、公開する情報及び情報公開方法については委員会で定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 河川管理者は、前項で定めた内容について積極的に情報公開に協力する。 	
<p>(庶務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員会の庶務は、国土交通省近畿地方整備局和歌山工事事務所調査第一課が行うものとし、委員会の指示に基づき以下の業務を行う 会議資料(案)の作成 議事録(案)の作成 会議内容のとりまとめ及び公表資料(案)の作成 その他 	<p>(庶務)</p> <p>第6条 委員会の庶務は、国土交通省近畿地方整備局和歌山工事事務所調査第一課が行うものとし、委員会の指示に基づき以下の業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 会議資料(案)の作成 議事録(案)の作成 会議内容のとりまとめ及び公表資料(案)の作成 その他 	
<p>(規約の改正)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本規約の改正は、委員の過半数の同意を得てこれを行うものとする。 	<p>(規約の改正)</p> <p>第7条 本規約の改正は、委員の過半数の同意を得てこれを行う。</p>	
<p>(雑則)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。この際、準備会議の答申等を参考にする 	<p>(雑則)</p> <p>第8条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。この際、準備会議の答申等を参考にする。</p>	
<p>付則</p> <p>(施行期間)</p> <p>この規約は、平成13年 月 日から施行する。</p>	<p>付則</p> <p>(施行期間)</p> <p>この規約は、平成13年 6 月 7 日から施行する。</p>	